

環境計量証明業調査票記入注意

(0070)

2024年
経済産業省

※この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。



必ずこの記入注意を読んでから調査票に記入してください。
調査票は、調査月の翌月20日までに到着するように提出してください。

1 調査票のご提出について

この調査の調査期日は、毎月末日現在で行います。

また、調査期間は毎月1日から月末までの1か月間分を記入してください。ただし、月末締切りでの記入が困難な場合には、なるべく月末に近い適当な日を決めて、その日までの1か月間を調査期間としても差し支えありません。

2 ご記入の注意事項について

- 調査票に記入する数字は、すべて1、2、3……のように算用数字を用い、単位未満は四捨五入して記入してください。
- この調査は企業を単位とした調査ですので、本社において各支店、営業所、出張所などを含めた企業全体の数値を記入してください。詳しくは、調査事項ごとの記入注意をご参照ください。
- 売上高等の記入内容については、実績データに基づき記入してください。また、前年同月、前月に比べて状況に著しい変化があった場合には、その状況などを備考欄に記入してください。

3 回答不要の調査事項について

この調査の調査結果の一部を総務省のサービス産業動向調査に提供することにより、両調査の対象となる企業については総務省の調査の対象から原則除外しています。サービス産業動向調査の対象となっていない場合は、調査事項に「※※※※」が記されていますので回答不要です(オンライン調査票は回答不要事項が色づけされ、入力不可となっています。)

4 調査のお問い合わせ先

経済産業省特定サービス産業動態統計調査事務局 【受付時間(平日)9:00~18:00】

 0120-550-680  03-6631-6656

5 調査実施者

経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室

ご記入箇所の記入注意については、対象のページをご確認ください。



政府統計

特定サービス産業動態統計調査



環境計量証明業調査票

2024年 月分

提出先	経済産業省
提出期日	翌月20日
提出部数	1部



この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。
記入に当たっては、別紙の「環境計量証明業調査票記入注意」を必ず読んでください。

1 事業所数

企業全体のうち、環境計量証明業務を営む事業所数

事業所数	0101	A
------	------	---

P3へ

2 月末常用従業者数等

(1) 貴社の月末常用従業者数

うち環境計量証明業務	0201	A	人
------------	------	---	---

注1. [0201]の人数には、他の企業に派遣している人(貴企業で給与を支払っている人)は含まれますが、他の企業から派遣されている人(派遣元の企業が給与を支払っている人)は含まれません。

注2. [0211]の人数には、[0212]～[0215]の合計値を記入してください。
派遣又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人及び[0216]は含まれません。

(2) 貴社全体の月末従業者数

		A	
		0211	人
内訳	従業員計		
	有給役員、個人業主、無給の家族従業者	0212	人
	① 正社員・正職員としている人	0213	人
	② ①以外の人	0214	人
	臨時雇用者	0215	人
他社からの出向、派遣等		0216	人

P3、4へ

3 月間売上高及び売上高増減の具体的な理由

(1) 貴社の月間売上高(消費税額を含む。)

		A		単位:万円	
		千億	百億	十億	億
企業全体	環境計量証明業務	0311			
	水質	0312			
	土壌	0313			
	騒音	0314			
	その他の業務	0315			
その他の業務		0316			

(2) 環境計量証明業務の売上高増減の具体的な理由(前年同月との比較)

		B	
		売上高増減の具体的な理由	
		回答不要	

P5へ

備考
前年同月、前月に比べて状況に著しい変化があった場合には、その状況を具体的に記入してください。

企業名	本社又は本店所在地	(〒 -) 電話 (- -)
報告者の氏名	作成者の所属部署名及び氏名	電話 (- -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年月分	事業所番号
1 0 7	0 0 7 0	2 0 2 4	都道府県 整理番号

経済産業省

環境

P6へ

環境計量証明業の調査の対象となる企業

環境の状態に関し、濃度、騒音レベル、振動レベル、放射能などを計量し、その結果の証明(証明行為の形式を問わない)を行う企業をいいます。

環境測定分析(大気、水質、土壌、騒音)、作業環境測定分析、建物内測定(空気、飲料水の水質)、そのほか環境の状態に関する測定を行う企業が調査の対象となります。

I. 調査事項ごとの記入注意

1 事業所数

貴社のうち、環境計量証明業務を営む本社、支社、営業所、出張所などで、常駐する従業員のいる事業所数を記入してください。なお、連絡事務所などで常駐する従業員がいない場合はその事業所を除いてください。

2 月末常用従業員数等

(1) 貴社の月末常用従業員数

企業全体のうち、環境計量証明業務に従事する月末常用従業員数(貴社が当該月に給与、賃金等を支給した人数)を記入してください。

- 常用従業員とは、調査月末現在において次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人。
 - ② 重役や理事などの有給役員で常時勤務している人。
 - ③ 個人業主の家族などで、常時勤務して実際に雇用者並みの賃金や給与を受けている人。
なお、長期欠勤者等で1か月以上いかなる給与も受けなかった人は、在籍者であっても含めないでください。
- 他の企業から派遣されている人(派遣元の企業が給与を支払っている人)は除き、他に派遣している人(貴社で給与を支払っている人)は含めます。また、環境計量証明業務に従事し、かつ当該業務以外にも従事している人であっても含めてください。

(2) 貴社全体の月末従業者数

貴社の**企業全体**の月末従業者数を下表の区分により記入してください。

※サービス産業動向調査の対象となっていない場合は調査事項に「※※※※」が記されていますので回答不要です。

従業者計		● 貴社の企業全体の月末従業者数を記入してください。(環境計量証明業務以外の業務に従事する人も含めます。) ● 従業者計には、派遣又は下請けとして、他の会社など別経営の会社で働いている人を含みません。
有給役員、個人業主、無給の家族従業者		● 有給役員とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいいます。なお、重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含めます。また、役員であっても、ただ単に名目的で、業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は、除いてください。 ● 個人業主とは、個人経営の事業主をいいます。個人が共同で事業を行っている場合、そのうちの1人を個人業主とし、他の人は常用雇用者とします。 ● 無給の家族従業者とは、個人業主の家族などで、賃金や給与を受けずに、会社の仕事を手伝っている人をいいます。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金や給与を受けて働いている場合は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含めます。
常用雇用者*	① 正社員・正職員としている人	常用雇用者のうち、正社員・正職員として処遇している人をいいます。一般的に、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む。)、貴社で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
	② ①以外の人	常用雇用者のうち、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイトなど「①正社員・正職員としている人」以外の人をいいます。
*「常用雇用者」とは、以下の要件のいずれかに該当する人をいいます。 ・雇用期間を定めずに雇用されている人。 ・1か月以上の期間を定めて雇用されている人。		
臨時雇用者		常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人や、日々雇用されている人をいいます。
他社からの出向、派遣等		労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながらこの会社で働いている人及び下請の仕事がこの会社で行っている人をいいます。

3 月間売上高及び売上高増減の具体的理由

(1) 貴社の月間売上高(消費税額を含む。)

- 貴社の月間売上高の内訳は、下表の区分により記入してください。なお、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入は、この項目の月間売上高に含みません。
- 貴社の過去1か月間の売上高について、利益や所得だけでなく経費を差し引く前の業務に係る月間売上高を消費税込みの金額で記入してください。

※サービス産業動向調査の対象となっていない場合は調査事項に「※※※※」が記されていますので回答不要です。

業務の種類		内容例示
環境計量証明業務	大気	ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度の測定
	水質	河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域に排水される水に含まれる物質の濃度の測定
	土壌	水底のたい積物等を含む土壌中の物質の濃度の測定
	騒音	事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定
	その他	● 作業環境測定 「作業環境測定法施行規則」により、有害な業務として指定された下記5区分の作業場内における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定 - i 粉じんを著しく発散する屋内作業場 - ii 放射性物質取扱作業室 - iii 特定化学物質の製造及び取扱う屋内作業場 - iv 鉛業務を行う屋内作業場 - v 有機溶剤の製造及び取扱う屋内作業場 ● 建物内測定 興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館など多数の人が利用する施設内の浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガスなど空気の測定及び飲料水の水質測定 ● 上記以外の環境の状態に関する測定 ※食品、医薬品などの試験及び検査等は除く
その他の業務※		貴社の月間売上高のうち環境計量証明業務以外の月間売上高を記入してください。

(2) 環境計量証明業務の売上高増減の具体的理由(前年同月との比較)

※調査事項に「※※※※」が記されていますので回答不要です。

Ⅱ. その他の事項

(1) 企業名等の記入

① 企業名	あらかじめ印字されています。名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分に企業(本社)の名称(営業上用いている名称)を記入してください。
② 本社又は本店所在地	あらかじめ印字されています。内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に内容を記入してください。また、所在地については、企業(本社)の所在する場所を都道府県、市、区、郡名から、町名、番地、番号、ビル名、階数まで記入してください。
③ 報告者の氏名	貴社の当該事務に係る管理者の氏名を記入してください。
④ 作成者の所属部署名及び氏名	調査票の作成者(記入内容の照会に応答される方)の部署名及び氏名を記入してください。また、電話番号については、調査内容の照会などに使用しますので、市外局番も忘れずに記入してください。

休業、廃業、転業などについて

上記「(1) 企業名等の記入」①～④を変更した場合は、変更後の内容を記入し、変更した旨を備考欄に記入してください。また、休業、廃業、転業の場合も備考欄にその旨記入してください。

(2) コード欄の記入

- ① 調査票欄外右下の「2024年〇〇月分」の欄には、**調査該当月**を必ず記入してください。また、1月～9月分の調査票には、前に“^{ゼロ}0”を記入してください。
- ② 事業所番号欄には、本調査のため、**指定された10桁の番号**があらかじめ印字されています。なお、お問い合わせの際は、番号を確認させていただきます。
(この事業所番号は、調査票の受付・整理及び電子計算機により集計するための番号です。)

例

年月分					事業所番号										
					都道府県		整理番号								
2	0	2	4	0	7	0	1	0	1	2	3	4	0	1	1
				↑ ゼ ロ	↑ 調 査 月	↑ 1	↑ 2	↑ 3	↑ 4	↑ 5	↑ 6	↑ 7	↑ 8	↑ 9	↑ 10 桁

MEMO

[illegible]



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。